

栃木森林認証協議会 会則

(目的)

当会は、栃木の森林と環境を守るため、それを将来に引き継げる礎である森林の管理を適正に行い、そして消費者が満足できる木材を提供するために森林認証制度の普及活用を促進し、木材の需要拡大と安定供給を目指し、林業木材業界全体の活性化を図る事を目的とする。

(事業)

第1条 この会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 森林認証制度の普及啓発に関する事。
- (2) 森林認証の取得に関する情報提供及び助言指導に関する事。
- (3) 森林認証の管理に関する事
- (4) 森林認証運営の相互評価
- (5) 管理者に対する講習会の実施
- (6) 森林認証材使用による家、製品づくりに関する事。
- (7) 木材特性、使い方、見せ方等の研究に関する事。
- (8) 会員相互の交流及び情報交換に関する事。
- (9) その他必要な事項。(名称)

第2条 この会は、栃木森林認証協議会という。

(所在)

第3条 この会の所在は、会長の事業所とする。

(会員)

第5条 この会の会員は、趣旨に賛同した、次に掲げる者とし、会費の納入をもって会員とする。

- (1) 正会員
 - ・ 森林所有者、木材生産、加工、流通、建築設計・施工業者で森林認証制度による認証取得者又は、取得申請の準備をしている者、もしくは学術経験者等当会の趣旨に賛同し活動出来る者。
- (2) 賛助会員
 - ・ この会の趣旨に賛同する者。(上記関係者に限定せず)
- (3) 特別会員
 - ・ 別に定める

(会費)

第6条 この会の会費は次のとおりとする。

- (1) 正規会員は、入会金¥5,000とし 年会費¥10,000円とする。 (議決権を有する)
- (2) 賛助会員は、 年会費¥ 5,000円以上とする (議決権を有しない)
- (3) 特別会員は、別に定める (議決権を有する)

(役員)

第7条 この会には、次の役員をおく。

会長 1名 副会長 1名 会計 1名 理事 若干名

(役員を選任)

第8条 役員は、理事会の推薦とし、総会において承認を得るものとする。

(役員の仕事)

第9条 会長は、この会を代表し、総会及び理事会の決議に従って会務を執行する。

- (1) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (2) 理事は会務の運営にあたる。
- (3) 会計は、会の経理を行う。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、2年とする。但し再任をさまたげない。

- (1) 補欠により選任された者の仕事は前任者の残任期間とする。
- (2) 任満後も後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行わなければならない。

(総会)

第11条 総会は、会長が招集する。

- (1) 毎年1回通常総会を開催しなければならない。
- (2) 理事会が必要と認めたときは、臨時総会を開催しなければならない。

(総会の決議事項)

第12条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画及び収支予算の決定並びに事業報告及び収支決算の承認
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) その他必要な事項

(総会の決議の方法)

第13条 総会の議決は、出席者及び委任状の過半数をもってこれを決する。

可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の議長)

第14条 総会の議長は、総会に出席した会員のうちから選任する。

(理事会)

第15条 理事会は、会長が必要であると認めたときこれを招集する。

(理事会の決議事項)

第16条 理事会に附議する事項は会長がこれを定める。

(経費)

第17条 この会の経費は次に掲げる収入をもってあてる。

- (1) 会費
- (2) 寄附金
- (3) その他の収入

(事業年度)

第18条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

第19条 この規約に定めるもののほかこの会の運営に必要な事項は会長が理事会にはかって定める。

(附則)

この会の規約は、平成 19年 11月30日から施行する。